

廃棄物処理を委託される場合について

多摩産業交流センター指定管理共同企業体

- 原則として、発生したゴミは主催者の責任で全てお持ち帰りください。
- 展示物の搬出入 及び 装飾等の設営・撤去時の残材や廃材・梱包材・紙屑等は、当施設内に放置せず完全に処理・搬出してください。
- 弁当や仕出し料理等で発生したゴミは、業者が利用時間内に引き取るように手配してください。
- 利用者は廃棄物処理を下記の分別方法で施設管理者へ委託する事が出来ます。
委託料金は催事終了後、後納料金として請求いたします。

<p>可燃物 指定ゴミ袋 (1枚/¥2,860)</p> <ul style="list-style-type: none">・生ごみ（食べ残し）・木製品・木くず・古布・汚れた紙・写真（感熱紙）	<p>不燃物 指定ゴミ袋 (1枚/¥3,080)</p> <ul style="list-style-type: none">・ビニール袋・プラスチック製品・発泡スチロール・ペットボトル・びん、缶・金属くず・陶磁器くず・ガラス	<p>紙資源 施設専用台車に 積んで頂きます (台車1台/¥3,300)</p> <ul style="list-style-type: none">・ダンボール (折りたたむ)・カタログ、チラシ (ダンボール箱入) (紐で縛る)
---	---	---

※上記の通りに分別されてないゴミはお預かり出来ませんのでご注意ください。